

掛川市規則第 5 号

掛川市二の丸美術館条例施行規則をここに制定する。

平成 2 7 年 3 月 2 3 日

掛川市長

(別紙)

掛川市二の丸美術館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市二の丸美術館条例（平成17年掛川市条例第161号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 掛川市二の丸美術館（以下「美術館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合には、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合には、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、直後の休日以外の日）

(2) 休日（休日が2日以上連続する場合は、最初の日に限る。）の翌日（同日が日曜日、月曜日、土曜日及び休日に当たるときは、これらの日以外の直近の日）

(3) 12月28日から翌年の1月3日まで

(美術品等の利用の許可)

第4条 条例第6条第1項の規定により美術品等（条例第3条第1号の美術品等をいう。以下同じ。）の利用の許可を受けようとする者は、掛川市二の丸美術館美術品等利用許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを審査し、適当と認めるときは、掛川市二の丸美術館美術品等利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(観覧の手続)

第5条 美術品等を観覧しようとする者（次条の規定により観覧料の全額を免除される者及び条例第10条の規定による優待券又は招待券により観覧しようとする者を除く。）は、観覧料の納付と引換えに、掛川市二の丸美術館観覧券（様式第3号。以下「観覧券」という。）の交付を受けるものとする。

(観覧料の減免)

第6条 条例第8条の規定による観覧料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うもの

とし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）第5条第1項の規定により療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下これらを「障害者」という。）及びその付添者が観覧する場合 観覧料の全額

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が別に定める額

2 前項第1号の規定により減免の対象となる障害者の付添者の数は、障害者1人につき1人とする。

（減免の手続）

第7条 観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、掛川市二の丸美術館観覧料減免申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。ただし、前条第1項第1号に掲げる場合その他市長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による減免申請を承認したときは、掛川市二の丸美術館観覧料減免決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（観覧料の還付）

第8条 条例第9条ただし書の規定による観覧料の還付を受けようとする者は、掛川市二の丸美術館観覧料還付申請書（様式第6号）に観覧券を添付して、市長に申請しなければならない。

（遵守事項）

第9条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物、設備又は美術品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 館内に飲食物を持ち込まないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで美術品等の模写、撮影等をしないこと。
- (5) 許可を受けないで募金、図録の販売その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長の行う指示に反する行為をしないこと。

（会長）

第10条 条例第12条第1項の掛川市二の丸美術館協議会（以下「協議会」という。）に会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(名誉館長)

第12条 美術館に名誉館長を置くことができる。

- 2 名誉館長は、美術館の運営に関し助言する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

掛川市二の丸美術館美術品等利用許可申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所 ⎧ 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
申請者 氏 名 ⎧ 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 印
電話番号

次のとおり美術品等の利用の許可を受けたいので、申請します。

利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
利 用 の 目 的			
利 用 区 分	撮影 模写 模造 熟覧 その他（ ）		
美 術 品 等	美 術 品 等 の 名 称	作 者 名 ・ 形 状 等	
許可年月日 ※	年 月 日	許可番号 ※	
備 考			

（注）※印欄は、記入しないでください。

掛川市二の丸美術館美術品等利用許可書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日に申請のあった美術品等の利用について、次のとおり許可します。

利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
利 用 の 目 的		
利 用 区 分	撮影 模写 模造 熟覧 その他（ ）	
美 術 品 等	美 術 品 等 の 名 称	作 者 名 ・ 形 状 等
許 可 の 条 件	掛川市二の丸美術館条例及び掛川市二の丸美術館条例施行規則の規定並びに職員の指示を守ること。	

様式第 3 号（その 1）（第 5 条関係）

（表面）

掛川市二の丸美術館観覧券 (写 真)	掛 川 市 二 の 丸 美 術 館 観 覧 券 ¥
-----------------------	---------------------------------------

（裏面）

	(説明文)
--	-------

様式第3号（その2）（第5条関係）

（表面）

掛川城天守閣 ・御殿共通 入館券	掛川城天守閣 ・御殿共通 入館券	掛川城天守閣・御殿入館・二の丸 美術館観覧セット券 ㋞ 写 真	二の丸美術館 観 覧 券
------------------------	------------------------	---	-----------------

（裏面）

	(説 明 文)		
--	---------	--	--

掛川市二の丸美術館観覧料減免申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

申請者 氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕 印

電話番号

次のとおり観覧料の減免を受けたいので、申請します。

観 覧 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
観 覧 人 員	一 般	人	
責 任 者 氏 名		電話番号	
規 定 観 覧 料	円 〔 内訳 〕		
減 免 申 請 額	ア 全額 イ 減額（ 円）		
減免申請の理由			

掛川市二の丸美術館観覧料減免決定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった掛川市二の丸美術館観覧料の減免について、次の
とおり通知します。

観 覧 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
観 覧 人 員	一 般	人
減 免 額	全額 減額（ 円）	
規 定 観 覧 料	円 〔 内 訳 〕	
差 引 納 付 額	円	
減額又は免除の 条件		

掛川市二の丸美術館観覧料還付申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所 ⎧ 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
申請者 氏 名 ⎧ 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 印
電話番号

次のとおり観覧料の還付を受けたいので、観覧券を添えて申請します。

観 覧 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
還付を受けようとする理由	
既 納 の 観 覧 料	円
還 付 金 額 ※	円

（注）※欄は、記入しないでください。